

生活衛生 おかやま

題字：岡山県知事 伊原木隆太

第65号
編集・発行

(公財)岡山県生活衛生営業指導センター

理事長 中嶋 實人

岡山市北区内山下1-3-7

TEL・FAX (086) 222-3598

<http://okayama-seiei.or.jp/>



令和元年度 指導センター事業計画

去る3月11日に開催した理事会、及び3月27日に開催した評議員会において当指導センターの令和元年度事業計画が決まりました。本年度も県民皆様の日常生活と深いかかわりあいのある生衛業界の発展のために生活衛生同業組合及び関係諸団体と連携をとりながら事業を進めます。

《主な事業計画》

◎相談室運営事業

生活衛生関係業者からの融資、税務、衛生等の相談について、当指導センターにおいて経営指導員などが常時応じます。

◎相談指導顧問設置事業

生活衛生関係業者からの経営・税務・法律などの相談について、中小企業診断士、税理士、弁護士が店舗などで助言・指導を行います。

◎後継者育成支援事業

生活衛生関係業への就業促進を図るため、中高生を対象に出前セミナー、出前体験教室を開催します。

◎健康入浴等推進事業

健康の増進を図るため、「敬老の日 健康入浴」を実施するなど高齢者や外国人の一般公衆場の利用増進を行います。

◎地域生活支援事業

高齢者や障がい者にやさしいサービス提供を行うため、生活衛生関係業者へのセミナー開催や情報提供などの支援を行います。

◎食品リサイクル等推進事業

循環型社会に向け、生活衛生関係業者と連携し、食品の食べ残しを減らしたり、エコバックの導入などを推進します。

◎標準営業約款登録・普及啓発事業

消費者が安心して店舗選択できる標準営業約款登録店の増加と制度の普及啓発を推進します。

◎研修会等開催事業

衛生水準の維持向上や経営の健全化などを図るため、クリーニング師研修会、衛生管理セミナー、経営特別相談員研修会などを開催します。

指導センターからのお知らせ

標準営業約款制度について

当指導センターでは、「Sマーク 標準営業約款制度」の登録や普及啓発を行っています。理容業・美容業・クリーニング業・一般飲食店業事業者の皆様には、消費者の皆様へ「安心・安全」の目印となる標準営業約款制度をぜひご活用ください。

登録等については、
当指導センター(☎ 086-222-3598)
へお問い合わせください。

安全・安心の目印 Sマーク とは？



Sマーク 標準営業約款制度

標準営業約款制度「Sマーク」は、消費者の皆様にご利用いただく際の安全・安心の目印です。

安全・安心を約束する3つの“S”

Safety

安全であること

Sマーク登録店は、万一事故が発生した場合、事故賠償基準に基づいて賠償が行えるよう、損害賠償責任保険に加入しています。

Standard

安心であること

Sマーク登録店は、標準的なサービスを提供出来るよう、提供する役務の内容、基準を細かに定めています。

Sanitation

清潔であること

Sマーク登録店は、衛生的なサービスを提供出来るよう、営業施設又は、設備についての基準を定めています。

クリーニング師研修・業務従事者講習について

利用者・消費者の利益擁護を目的としたクリーニング業法により、クリーニング師及び業務従事者の受講が義務付けられています。研修・講習は理解しやすいように工夫されています。今年度は来年2月に岡山市で開催しますので、該当する方は必ず受講してください。

なお、開催日時、会場など未定ですが、追って対象受講者の皆様へ当指導センターからお知らせします。また、当指導センターのホームページなどでもお知らせします。

最低賃金（岡山県）について

最低賃金は国が最低額を定めたもので、使用者は最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。全国的に最低賃金は右肩上がりであり、岡山県の最低賃金は、平成30年10月3日から時間額807円となっています。

最低賃金の引上げは、事業者の生産性向上など好循環も期待できます。また、国では最低賃金の引上げに向けて、中小企業・小規模事業者へ種々の支援策を実施しています。

詳しくは、岡山労働局又は各労働基準監督署へお問い合わせください。

社会保険等の加入について

1 生活衛生関係営業従業員の健康保険及び厚生年金（社会保険）は、事業所単位で加入することとなっています。社会保険加入による労働環境の改善などが人材確保や業績向上につながることを期待できます。

なお、強制適用事業所は社会保険に必ず加入しなければなりません。

強制適用事業所（加入義務付け）	任意適用事業所（任意加入）
1 全ての法人事業所 2 常時5人以上の従業員がいる個人事業所	1 常時5人未満の従業員がいる個人事業所 2 常時5人以上の従業員がいる生衛業の個人事業所（但し、氷雪・食肉・鳥食肉は除く）

※社会保険の加入等については日本年金機構の各年金事務所にお問い合わせください。

2 労働保険は1人でも雇用者がいれば全ての事業所が加入しなければなりません。短時間労働者（パート、アルバイト等）について、労災保険は短時間労働者を含む全ての労働者が対象となりますが、雇用保険は一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※労働保険の加入等については労働基準監督署又は公共職業安定所にお問い合わせください。

食品衛生・生活衛生に関する保健所窓口について

食品衛生（営業許可、食品検査等）、生活衛生（理容・美容・クリーニング施設等）に関することは管轄の保健所にご相談、お問い合わせください。

保健所名	所在地	電話番号	管轄区域
岡山市保健所	〒700-8546 岡山市北区鹿田町1-1-1	食086-803-1257 生086-803-1258	岡山市
倉敷市保健所	〒710-0834 倉敷市笹沖170	食086-434-9826 生086-434-9830	倉敷市
備前保健所	〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17	食086-272-3947 生086-272-4038	玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町
備中保健所	〒710-8530 倉敷市羽島1083	食086-434-7026 生086-434-7027	笠岡市、井原市、総社市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
備北保健所	〒716-8585 高梁市落合町近似286-1	0866-21-2837	高梁市、新見市
真庭保健所	〒718-8501 真庭市勝山591	0867-44-2918	真庭市、新庄村
美作保健所	〒708-0051 津山市椿高下114	食0868-23-0115 生0868-23-0133	津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町

※「電話番号」欄の「食」は食品衛生関係、「生」は生活衛生関係の電話番号

岡山県からのお知らせ

2020年4月から原則屋内禁煙が義務化されます！

健康増進法の改正により、**事務所、店舗、飲食店、工場、宿泊施設**などの第2種施設では、**2020年4月から原則屋内禁煙**とすることが定められました。

例外的に屋内に喫煙室を設けることも可能ですが、①喫煙可能な場所に20歳未満の者を立ち入らせてはいけない ②法律の基準を満たした喫煙室でなければならない ③紙巻きたばこが吸える喫煙専用室では喫煙以外のこと（飲食など）ができない ④喫煙室がある旨の標識を掲示しなければならない など、様々な条件があります。

なお、既存の飲食店のうち、経営規模の小さな店については、経過措置が設けられています。

詳しくは、厚生労働省が開設している「なくそう！望まない受動喫煙」Webサイト <https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/> をご覧ください。受動喫煙対策に係るコールセンターもあります（電話03-5539-0303 受付時間9：30～18：15（土日・祝日は除く））。

また、厚生労働省では、中小企業を対象に、喫煙室の設置・改修にかかる経費に対する助成を行っています。詳しくは、下記手引きをご確認の上、岡山労働局（電話086-224-7639）にご連絡ください。

「受動喫煙防止対策助成金の手引き」

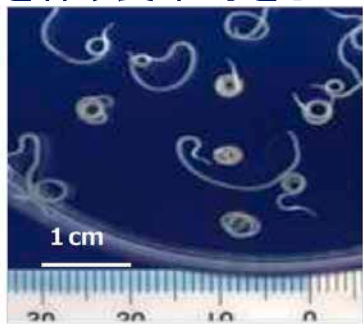
<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000507359.pdf>

岡山県からのお知らせ

昨年の全国食中毒統計で、事件数が特に多かった食中毒をご紹介します。

①アニサキス食中毒

アニサキス幼虫が寄生する生鮮魚介類を食べた場合、激しい腹痛を伴う食中毒を引き起こすことがあります。



【特徴】

- アニサキスは寄生虫の一つ
- 約2～3 cm
- 白色の少し太い線状

(左)アニサキス幼虫
(右)サバに寄生したアニサキス幼虫
厚生労働省ホームページより

提供：東京都健康安全研究センター

予防方法

- 新鮮な魚を選び、速やかに内臓を取り除いてください。
- 刺身で提供する鮮魚は、**目視で確認**して、アニサキスがないことを確認してください。
- 冷凍**（ -20°C で24時間以上）または**加熱**（ 70°C 以上、又は 60°C で1分以上）をすることで殺すことができます。

②カンピロバクター食中毒

鶏レバーや鶏の刺身、鶏肉のタタキなどの加熱不十分な鶏肉料理を食べたことによるカンピロバクター食中毒が多発しています。



カンピロバクターの電子顕微鏡写真
(提供：国立医薬品食品衛生研究所)
厚生労働省ホームページより

「新鮮な鶏肉＝生食用」ではありません！

【食鳥処理業者、卸売業者のみなさんへ】

飲食店営業者が鶏肉をお客さまに提供する際には加熱が必要である旨を、表示や商品規格書への記載により、確実に情報伝達してください。

【飲食店営業者のみなさんへ】

鶏肉は、生または加熱不十分な状態で、お客さまに提供しないようにしてください。

日本公庫からのお知らせ



組合員のみなさまを
応援しています！

従業員を
増やしたい！

お店を
宣伝したい！

お店の設備を
更新したい！

経営の安定化に向けてご活用ください！

日本公庫の 生活衛生改善貸付

「生活衛生改善貸付」 とは？

- 従業員が5人（旅館業および興行場営業は20人）以下の生活衛生関係営業者の方にご利用いただける無担保・無保証人の融資制度です。
- ご利用にあたっては、一定の要件を満たした上で、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けることが必要となります。

ご融資額	2,000万円以内
ご返済期間 (うち据置期間)	設備資金：10年以内（2年以内） 運転資金：7年以内（1年以内）
利率（注）	特別利率F
担保・保証人	不要（法人の代表者保証も不要）

（注）利率は、日本公庫のホームページの金利情報【国民生活事業主要利率一覧表】からご確認ください。

ご相談は、生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センターまたは日本公庫 国民生活事業の窓口までお気軽にどうぞ。
なお、審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。



日本政策金融公庫
国民生活事業

<https://www.jfc.go.jp/>

お問い合わせ先

岡山支店	岡山市北区柳町 1-1-27	☎ 086-225-0010
倉敷支店	倉敷市幸町 1-40	☎ 086-425-8401
津山支店	津山市山下 18-1	☎ 0868-22-6135
福山支店	福山市光南町 2-2-7	☎ 084-922-6550

税務署からのお知らせ

4月22日から
フリーダイヤル
スタート!

消費税
軽減税率電話相談センター
(軽減コールセンター)

0120-205-553

【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く。)

※これまでのナビダイヤル「0570-030-456」(通話料がかかります。)もご利用いただけます。

消費税の軽減税率制度に関する一般的なご質問やご相談を受け付けています。
音声ガイダンスに沿ってお知りになりたい内容の番号を選択してください。

軽減税率が適用
される品目が
知りたい方
➡ 「1」

帳簿・請求書など
の書き方が
知りたい方
➡ 「2」

その他の軽減税率制度
について
知りたい方
➡ 「3」

- IP電話等で上記フリーダイヤル、ナビダイヤルにつながらない場合は、最寄りの税務署にお電話いただき、音声ガイダンスに沿って「3」を選択いただいても、軽減コールセンターにつながります(通話料がかかります。)
- 税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談)を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。ご予約の際は、最寄りの税務署にお電話いただき、音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。

軽減税率制度に関する情報については、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。



生衛組合だより

岡山県理容生活衛生同業組合

岡山ブロック衛生講習会を開催

6月3日(月)10時より岡山市北区メルパルク岡山において、岡山ブロック衛生講習会が開催されました。はじめに開会宣言を副ブロック長 中原雅己氏、次に中原一郎理事長のあいさつではじまりました。岡山市保健所衛生課の方から器具等の消毒方、出張理容、感染症対策などの説明を受け、次に「働き方改革」それに関する「助成制度」について理容業界に関連して分かりやすく説明があり、最後に賠償事故から考える共済の説明をしていただきました。非常に為になるお話だったと思います。



岡山県料理業生活衛生同業組合

ボランティア活動



2月24日(日)に介護付き有料老人ホーム サン・オークス倉敷へお邪魔してお料理を80人分作ってきました。皆さんの前で、和食技術のある職人ならではの寒ブリのさばきを見ていただき、握り寿司とお刺身を差し上げました。そのままでは食せない方にブリのなめろうを食べていただきました。皆さん、喜んでくださいました。これからも、こういう活動を地道に進めていきたいと思っております。

岡山県鮎商生活衛生同業組合

生衛業収益力向上セミナーを開催

6月18日(火)、ホテルエクセル岡山において、生衛業収益力向上セミナーを開催しました。まず、社会保険労務士の笹井茂樹氏に「最低賃金制度の周知と各種助成金の活用」についてわかりやすくお話いただいた。次に、香川県水産振興協会事務局長の岡谷穰二氏から「海苔のあれこれ」、辻水産株式会社特販部長の山本裕二氏から「畜養マグロのあれこれ」、菊池酒造株式会社代表取締役の菊池東氏から「日本酒あれこれ」と題して講演をいただきました。60名の参加者があり、食材の業界最前線を学び自社の収益UPに生かせる大変有意義なセミナーでした。



岡山県喫茶飲食生活衛生同業組合

レモネードスタンドを開催しています！

レモネードスタンドとは…2004年に小児がんで亡くなった米国の少女が生前、レモネードを販売して病気の子どものために募金していた実話に基づく取り組み。

日本では…水泳の池江璃花子選手が白血病で闘病中ですが、毎年約2,000人の子どもが「がん」と診断されており、子どもの人口の約10,000人に1人が小児がんにかかっているといわれています。近年、治療環境の整備が進められていますが、まだ十分といえる水準ではなく、治療法や薬の臨床研究においても他のがんに比べて遅れています。

また、AYA世代（15歳～39歳）のがん患者は、治療中やその後の生活の中で、人生の様々な出来事と向き合う機会が想定され、高齢のがん患者とは異なるAYA世代特有の問題があると考えられています。

岡山県でも、このレモネードスタンドは医療関係者やロータリークラブ等で開催されており、喫茶飲食組合でもイベント会場で飲食の出展が可能という条件が幸いし、昨年度から取り組んでいます。

喫茶飲食組合では、3年前から毎月第1日曜の早朝に開催されている『備前京橋朝市』に出展しており、主にそのイベント会場で、小児がん支援の「レモネードスタンド」を開催しています。集まった募金はキャンサーネットジャパンを通じて全額寄付しています。

生衛業の皆様、ぜひご支援ご協力をお願いいたします。



軽減税率と飲食店経営戦略セミナーを開催しました



6月18日(火)【軽減税率と飲食店経営戦略セミナー】を開催しました。1部：東税務署から、外食等の定義としての標準税率10%と、軽減税率8%の適用例の説明をわかりやすくしていただき、組合員は準備が必要なことを痛感しました。さらには、インボイス制度の導入に向けて、登録申請の流れも理解できたようです。2部：ぐるなび大学講師による【このままではいられない！飲食業界激変時代！】をテーマに、軽減税率導入に必要なステップや価格見直しのタイミングなど、引き込まれる内容のセミナーとなりました。

生衛組合の加入について

岡山県内には13の生活衛生同業組合があり、組合員の経営の健全化、衛生水準の維持向上を通じ、消費者の権利擁護のため、様々な取り組みを行っています。

生活衛生関係営業事業者の皆様、ぜひ生衛組合加入をご検討ください。

生衛組合の活動(例)	生衛組合加入のメリット(例)
<ul style="list-style-type: none"> ○衛生、技術、経営等に関する相談、セミナー開催 ○日本政策金融公庫による融資申込みの支援 ○福利厚生事業の実施 ○地域福祉貢献事業等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○日本政策金融公庫による有利な融資(低利・無担保・無保証) ○賠償保険、火災・生命保険等の有利な共済制度の利用 ○生衛業に関する情報提供、情報交換等 ○融資、経営、衛生等の相談指導 ○各業の個別特典で経費節約

お問い合わせは(公財)岡山県生活衛生営業指導センター ☎086-222-3598まで